

No.	ページ	意見の箇所	提出された意見	県の考え方	反映状況
1	2	はじめにの3	P 2 の 3 のグラフ「県内建設業の月間総労働時間の推移」 本文2行目にもあるように「完全週休二日制の導入」の対応を求めるのであれば、「完全週休二日制」を導入した場合の月間総労働時間の基準線を引いてはいかがでしょうか。	当該グラフについては、県内建設業の月間現金給与総額や月間総労働時間の平均と、全国の建設業平均や県内の全産業平均とを比較するために掲載したものであることから、原案のとおりとします。	反映困難
2	3	第1の1	P 3 の第1の1の本文第1段落2行目 「受注者等 等 に工事の施工方法や工程 等 について技術的に無理な手段 等 を強いる」に、「等」が3か所も含まれているため、それぞれの「等」についての事例をご教示ください。	「受注者等」は受注者及びその下請業者 「工程等」は施工体制など 「手段等」は安全対策の不措置など	その他
3	3	第1の1	P 3 の第1の1 国の「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」（以下「～基本的な計画」としています。）とほぼ同じ表現であり、青森県の独自性が極めて薄いため、以下のように引用することで計画を端的に説明してはいかがでしょうか。 現行：第1段落： <u>建設業の請負契約において、～</u> 第2段落： <u>そのため、～</u> 第3段落： <u>このため、～【A】～必要である。</u> 第4段落： <u>さらに、～</u> 変更案：第1段落： <u>国の「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」（以下「国の基本計画」という。）の第1の1のとおりとする。</u> 第2段落： <u>（削除）</u> 第3段落： <u>なお、～【A】～必要である。</u> 第4段落： <u>（削除）</u> （旧第2，4段落を削除、第3段落を第2段落に移行）	本県計画の策定に当たっては、国の基本計画や策定済みの道府県の計画を参考としており、基本的な考え方に大きな相違はないことから、原案のとおりとします。	反映困難
4	3	第1の1	P 3 の第1の1 国の「～基本的な計画」では、適正な請負代金や工期等は「はじめに」の「現状と課題」として記載されていますが、県計画の「はじめに」ではその記載がなく「課題」として認識されていないように見えます。 このため、「現状と課題」に1の内容を記載し、「基本的な方針」と対応させてください。	不当に低い請負代金や不当に短い工期については、建設工事従事者の処遇改善にも繋がる課題であると認識していることから、「現状と課題」の1には本県の労働災害の発生状況に関した内容のみを記載し、タイトルも「労働災害防止に向けた取組の必要性」とし、あえて「基本的な方針」の記載内容と対応させていないものであることから、原案のとおりとします。	反映困難

No.	ページ	意見の箇所	提出された意見	県の考え方	反映状況
5	3	第1の1	P 3 の第 1 の 1 の本文第 2 段落 2 ～ 3 行目 経費を適切に「確保」するのは請負人の仕事であり、請負代金（の見積りを行う発注者）が考慮すべきは経費を適切に見積もり、代金に反映することではないでしょうか。 現行 ：～経費を適切に確保する必要がある。～ 変更案 1：～経費を適切に見積もる必要がある。～ 変更案 2：～経費を適切に支払う必要がある。～	請負代金に必要な経費を適切に確保するのは、元請負人及び下請負人がそれぞれの立場に応じて行うこととなることから、原案のとおりとします。	反映困難
6	3	第1の1	P 3 の第 1 の 1 の本文第 4 段落 2 行目 「工期」は「工事期間」の短縮語のため、始期～終期のある「期間」であり「日数」ではございません（数ではなく幅。「日数」のままだと「週休」や「法定労働時間」の、一定期間で制限する考え方が成り立たなくなる）。このため、以下のように語句を変更してはいかがでしょうか。 現行 ：～工事を施工するための日数を適切に～ 変更案：～工事を施工するための期間を適切に～	工期については、様々な工種や工程に必要な日数を積み上げて設定していることから、原案のとおりとします。	反映困難
7	3	第1の1	P 3 の第 1 の 1 の本文第 4 段落 3 ～ 4 行目 「年度内の完了に固執」するのは、年度内決算を求める予算・会計期間上の問題です。このため、以下のように予算・会計関係へのけん制につながる一文とすべきではないでしょうか。工事従事者も、きちんと対価があれば、事故を発生させてまで期間短縮を望んでいるとは思えません。 現行 ：～<u>工事施工に必要な日数を確保することが必要である</u>。 変更案：～<u>年度を越えた施工を可能にする会計処理が必要である</u>。	年度末においては、無理な施工をすることなく、繰越制度を柔軟に活用することなどにより、施工に必要な日数の確保が可能となることから、原案のとおりとします。	反映困難

No.	ページ	意見の箇所	提出された意見	県の考え方	反映状況
8	3	第1の2	P3の第1の2の本文第3段落2行目 「安全措置」という語句がネット上の検索でも確認できず、労働安全衛生法でも「第4章 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置」とあることから、以下のような表現としてはいかがでしょうか。（国の「～基本的な計画」は確認していますが、4～5行目に「安全及び健康を確保するための措置を自主的に講ずる」とあることから、2行目で「漏れなく安全措置を講ずる」（義務的措置にみえる）とすると、4～5行目の表現と整合しないので。） 現行：～それぞれの役割分担により漏れなく<u>安全措置</u>を講ずる必要がある。～ 変更案：～それぞれの役割分担により漏れなく<u>危険防止措置</u>を講ずる必要がある。～	「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に労働安全衛生規則の確実な実施に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」等が示されていることから、原案のとおりとします。	反映困難
9	3	第1の2	本基本方針は、安全及び健康が確保された建設現場の実現に向けた適切なものであると考えます。		その他
10	4	第1の4	P4の第1の4の本文3行目 国の「～基本的な計画」では「その前提として、課題を解決するため所要の環境整備を進め、」とありますが、県の計画では当該語句が削られている理由は何でしょうか？ 基本的な方針は、「はじめに」の課題を解決するために記載された方針であり、課題がないのに方針だけあるのは不自然です。	不当に低い請負代金や不当に短い工期については、建設工事従事者の処遇改善にも繋がる課題であると認識していることから、「現状と課題」の1には本県の労働災害の発生状況に関する内容のみを記載し、タイトルも「労働災害防止に向けた取組の必要性」とし、あえて「基本的な方針」の記載内容と対応させていないものであることから、原案のとおりとします。	反映困難
11	5	第2の1の（2）	P5の第2の1（2）の本文第1段落1～2行目 「労働時間の削減」について、P3第1の1第4段落に「法定労働時間の遵守」とあるので、以下のように変更してはいかがでしょうか。 現行：～週休2日制の実現や労働時間の削減に向け、～ 変更案：～週休2日制の実現や<u>法定労働時間の遵守</u>に向け、～	御意見を踏まえ、「法定労働時間の遵守に向け」に修正します。	文章修正等

No.	ページ	意見の箇所	提出された意見	県の考え方	反映状況
12	5	第2の1の(2)	P5の第2の1(2)の<主な取組>◆1つ目 「考慮」について、「考えた結果、だめでした」ということを許すことにつながるため、単純に「追加」では難しいでしょうか。 現行：◆週休2日や不稼働日等を考慮した適正な工期設定 変更案：◆週休2日や不稼働日等を追加した適正な工期設定	工期については、様々な工種や工程に必要な日数を積み上げて設定していることから、原案のとおりとします。	反映困難
13	6	第2の3の(2)	P6の第2の3(2)の第3段落 「安全衛生に関する社内研修等の充実」は、誰に対してどのような内容の研修を想定していますか？ 単に「社内研修」だけですと、建設業者内の指導・監督社員が指揮命令を受ける立場の同一業者内社員への研修のように見えます。 意図としては、一人親方に対する請負契約を結び、業務の進捗管理を行う管理的立場の社員に対して、一人親方への「建設現場における措置」の情報共有の仕方と統一的な実施方法、国による一人親方等の災害の分析情報の提供などではないかと推測しますが、実際に研修を行う立場の建設業者等にとって、一人親方等の関係でどのような社内研修を行ったらいいかのイメージが湧きやすくなる具体的な表現や<主な取組>を追加していただければ幸いです。	主な取組に記載の「労働基準監督署や建設業労働災害防止協会による安全衛生講習会等」を実施するに当たって、検討していきたいと考えております。	実施段階検討
14	6	第2の3の(2)	厚生労働省が実施する「建設業の一人親方等に対する安全衛生教育支援事業」と連携することで、より具体的な安全衛生に関する知識習得等の支援に対応すると考えます。	主な取組に記載の「労働基準監督署や建設業労働災害防止協会による安全衛生講習会等」を実施するに当たって、検討していきたいと考えております。	実施段階検討
15	6	第2の3の(3)	P6の第2の3(3)の第2段落3～4行目 「制度への加入」という表現がおかしいので、以下のようにしてはいかがでしょうか。（国の「～基本的な計画」の方がおかしいとは思いますが。） 現行：～<u>労災保険の特別加入制度</u>への加入を積極的に促進する。 変更案1：～<u>労災保険の特別加入制度による加入</u>を積極的に促進する。 変更案2：～<u>労災保険への特別加入</u>を積極的に促進する。 変更案3：～<u>労災保険への加入</u>を積極的に促進する。	御意見を踏まえ、「労災保険への特別加入を積極的に促進する。」に修正します。また、タイトルもあわせて「労災保険の特別加入制度の促進等」に修正します。	文章修正等

No.	ページ	意見の箇所	提出された意見	県の考え方	反映状況
16	7	第2の4の(1)	「点検・パトロールを行なう者の能力向上や労働安全・衛生コンサルタント等十分な知識経験を有する者の活用」を定めてほしい。	今後の青森県計画の見直しの際の参考とさせていただきたいと考えております。	その他
17	7	第2の4の(1)	コスモス普及促進のためには、その動機付けとして工事竣工時の評価はもとより、入札参加資格審査時や総合評価方式における加点等の施策が必要であると考えます。	コスモス（コンパクトコスモスを含む）については、既に建設工事の入札参加資格審査において加点評価をしています。総合評価落札方式においては、入札参加資格審査との2重評価を避けるため加点評価していないことから、原案のとおりとします。	反映困難
18	7	第2の4の(2)	P 7の第2の4(2)の2行目 「情報交換する」という言葉はないので、以下のようにしてはいかがでしょうか。 現行：～関係機関及び関係団体が連携して情報交換する。 変更案1：～関係機関及び関係団体が連携して情報を交換する。 変更案2：～関係機関及び関係団体が連携して情報交換を行う。	御意見を参考に、「関係機関及び関係団体が連携して情報を共有する。」に修正します。	文章修正等
19	7	第2の4の(2)	施工の安全性を普及促進する観点から、建設業労働災害防止協会データベース（「労働災害防止のためのICT活用データベース」）も併せて活用させていただきたいと考えます。	主な取組に記載の「建設工事関係者連絡会議での情報共有」及び「ICT技術に関する講習会やICT活用工事現場の見学会」を実施するに当たって、検討していきたいと考えております。	実施段階検討
20	8	第2の5の(1)	厚生労働省による補助事業「中小専門工事業者の安全衛生活動支援事業」を通じた労働災害防止に伴う建設業労働災害防止協会青森県支部との連携及び支援事業の周知について他府県同様に明記させていただきたいと考えます。	主な取組に記載の「労働基準監督署や建設業労働災害防止協会による安全衛生講習会等」を実施するに当たって、検討していきたいと考えております。	実施段階検討
21	8	第2の5の(2)	建設工事従事者のメンタルヘルス対策の具体策として「建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック」の実施を本文中に明記させていただきたいと考えます。	今後の青森県計画の見直しの際の参考とさせていただきたいと考えております。	その他

No.	ページ	意見の箇所	提出された意見	県の考え方	反映状況
22	9	第3の1の(1)	P9の第3の1(1)の第1段落5行目 「加入率は上昇している」ものの、出典の国土交通省「公共事業労務費調査」によれば、県別比較で青森県は最も加入率が低い都道府県の一つです。全国的な状況も踏まえ、以下のようにしてはいかがでしょうか。 現行：～加入率は上昇している。 <u>一方で、未だ未加入の～</u> 変更案：～加入率は上昇しているものの、<u>全国でトップレベルの低さとなっている。</u> <u>このように、未だ未加入の～</u>	御指摘のとおり、本県の加入率は全国的にも低い状況となっていますが、策定済みの道府県の計画を参考に再検討した結果、記載の必要はないものと判断したことから、原案のとおりとします。	反映困難
23	9	第3の1の(1)	P9の第3の1(1)の第2段落3行目 「社会保険等の加入の周知を図る。」となっていますが、若干、意図が不明だったため、以下のようにしてはいかがでしょうか。 現行：～社会保険等の加入の周知を<u>図る</u>。 変更案1：～社会保険等の加入の<u>徹底</u>を図る。 変更案2：～社会保険等の周知を図る。 変更案3：～社会保険等の加入を<u>促進する</u>。	御意見を参考に、「社会保険等の加入の周知を徹底する。」に修正します。	文章修正等
24	9	第3の1の(1)	P9の第3の1(1)の第3段落3行目 「～に対し周知を図る。」となっていますが、国の「基本的な計画」では「～に対し周知を徹底する。」とあり、当該内容は法令での義務のため、「徹底」としてはいかがでしょうか。 現行：～建設業者等や建設工事従事者に対し周知を<u>図る</u>。 変更案：～建設業者等や建設工事従事者に対し周知を<u>徹底する</u>。	御意見を踏まえ、「建設業者等や建設工事従事者に対し周知を徹底する。」に修正します。	文章修正等
25	9	第3の1の(1)	P9の第3の1(1)の第4段落1行目 「また、～」と、全段落と並列する段落のように接続させていますが、実際には場合分け、反対の内容を説明する文章なので、接続詞を以下のように変更してはいかがでしょうか。 現行：また、社会保険の適用が～ 変更案：なお、社会保険の適用が～	御意見を参考に、接続詞は「あわせて」に修正することとし、第3の1の(1)の全体を再検討した結果、文末を「関係機関と連携し周知を徹底する。」に修正します。	文章修正等

No.	ページ	意見の箇所	提出された意見	県の考え方	反映状況
26	10	第3の3	P 1 0 の第 3 の 3 の 2 行目 ここでいう国の基本計画とは「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」と考えられますので、以下のよう にしてはいかがでしょうか。（ここでは第 1 の 4 「～処遇の改善 ～」は含まれていないと思いますので。） 現行　：～国の基本計画の見直し等を踏まえ～ 変更案：～国の「<u>建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する 基本的な計画</u>」の見直し等を踏まえ～	御意見を踏まえ、「国の「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」の見直し等を踏まえ」に修正します。	文章修正等